

白川町簡易水道事業の設置等に関する条例及び白川町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 7 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 2 1 号

白川町簡易水道事業の設置等に関する条例及び白川町水道分担金徴収条例の一部を改正する条例

(白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
第 1 条 白川町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年白川町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 給水区域は、次の表のとおりとする。 【別記 1 参照】 3 (略)	(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 給水区域は、次の表のとおりとする。 【別記 1 参照】 3 (略)

(白川町水道分担金徴収条例の一部改正)
第 2 条 白川町水道分担金徴収条例（昭和 5 1 年白川町条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(分担金の額) 第 3 条 分担金の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 新設工事量水器の口径に応じ次に掲げる額 白川簡易水道、赤川簡易水道、飛驒川流域簡易水道_____、黒川簡易水道 (略) (2)・(3) (略)	(分担金の額) 第 3 条 分担金の額は、次の各号に定める額とする。 (1) 新設工事量水器の口径に応じ次に掲げる額 白川簡易水道、赤川簡易水道、飛驒川流域簡易水道、 <u>三川簡易水道</u> 、黒川簡易水道 (略) (2)・(3) (略)

附 則
この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

【別記 1】

改正後

水道の名称	給水区域
白川簡易水道	河岐（本郷、小原一及び小原三の一部を除く。） 和泉（一部を除く。） 坂ノ東のうち下金（一部を除く。） 水戸野 中川
赤川簡易水道	赤河 _____ 切井 <u>三川（藤井の一部を除く。）</u> <u>河岐のうち小原一の一部</u>
飛驒川流域簡易水道	白山（油井の一部を除く。） 河東 坂ノ東（下金を除く。） 河岐のうち本郷の一部 和泉の一部 広野 上佐見 下佐見（徳田の一部を除く。）
黒川簡易水道	黒川

改正前

水道の名称	給水区域
白川簡易水道	河岐（本郷、小原一及び小原三の一部を除く。） 和泉（一部を除く。） 坂ノ東のうち下金（一部を除く。） 水戸野 中川
赤川簡易水道	赤河 <u>（山寄の一部を除く。）</u> 切井 _____ _____
飛驒川流域簡易水道	白山（油井の一部を除く。） 河東 坂ノ東（下金を除く。） 河岐のうち本郷の一部 和泉の一部

	広野 上佐見 下佐見（徳田の一部を除く。）
<u>三川簡易水道</u>	<u>三川（藤井の一部を除く。）</u> <u>赤河のうち山寄の一部</u> <u>河岐のうち小原一の一部</u>
黒川簡易水道	黒川